

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 よくある質問 Q&A 集

◆ 県外の施設で受講していますが、申請は可能でしょうか？

A. はい。可能です。

制度の改正に伴い令和元年度より申請ができるようになりました。

◆ 介護施設で働きながら受講しているが貸付対象になりますか？

A. はい。対象になります。

在職中でも、離職中でも対象になります。

◆ 救護施設で、介護職員として3年以上働いており、実務者研修を受講して介護福祉士国家試験を受験しようと思っています。この場合も貸付対象となりますか？

A. はい。対象になります。公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのHPにあります[「介護福祉士国家試験 受験資格の実務経験の範囲」](#)に掲載されている施設・事業所にて受験資格となる職種に従事し、資格取得後も継続して職務に従事する方であれば、貸付対象者になります。

◆ ハローワークの教育訓練給付制度を利用して現在受講中です。

この場合も、貸付対象になりますか？

A. はい。対象になります。その場合は、給付を受けた金額を差し引いた金額を借入希望金額にご記入ください。また、職業訓練として受講する場合は、貸付できません。

◆ 資金を借りた後に、領収書の提出は必要でしょうか？

A. 特に必要としておりません。

ただし、場合によっては確認をすることがありますので、免除または返還が完了するまで保管してください。

◆ 連帯保証人の収入を証明する書類は、給料明細書でも可能ですか？

A. 源泉徴収票の写しまたは、公的機関発行の所得・課税証明書を提出してください。営業所得、農業所得などの給与所得以外の所得の場合は確定申告書の写しを提出してください。